

神石高原町新庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザル
審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 神石高原町新庁舎建設に係る基本・実施設計業務の設計業者を公募型プロポーザル方式により公平かつ適正に選定するため、神石高原町新庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 設計業者の選定基準に関すること。
- (2) 前号の選定基準に基づく審査に関すること。
- (3) その他審査に関し必要な事項に関すること。

2 委員会は、プロポーザルの審査結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱するほか、副町長、参事、総務課長、建設課長及び政策企画課長をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 神石高原町庁舎建設検討委員会の委員長の職にある者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(回議)

第7条 委員会の審議を要する事項で緊急を要するため、会議を招集するいとまがないときは、委員に回議して委員長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。

(選定結果の報告)

第8条 委員会は、設計者の選定結果に関する報告書を作成し、町長に報告する。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年8月1日から施行する。

(委員招集の特例)

2 この告示の施行後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(告示の失効)

3 この要綱は、任務終了の日をもってその効力を失う。